

近江八幡商工会議所 販売促進活動支援金

実績報告の注意事項

項目	詳細
請求書	<ul style="list-style-type: none"> ●原則、全ての対象経費について請求書が必要です。 ●市販品の店頭購入など請求書が無い場合は、日付・発行者名・商品名・数量・金額が確認できるレシートをご提出ください。 ●ネット通販等で購入され請求書が発行されない場合、注文内容の分かるページ（日付・取引業者名・商品名・数量・金額が記載されているページ）をご提出ください。
領収書等	<ul style="list-style-type: none"> ●領収書は、日付・宛名・商品名・金額・発行者名が記載されたものをご用意ください。 ●振込でお支払いされた場合、振込書類控のコピー、ネットバンキングの振込完了ページのコピー等をご提出ください。
クレジットカード	<ul style="list-style-type: none"> ●本支援金の対象期間内（令和3年5月20日～令和3年12月28日）に行われた決済（口座引落）のみ対象となります。分割払いの場合は、同期間内に決済が完了した分のみ対象となりますのでご注意ください。 ●添付書類として、①クレジットカードの利用明細、②口座引落が確認できる書類（通帳のコピー等）をご提出ください。
成果物やその写真等	<ul style="list-style-type: none"> ●チラシやパンフレットなど現物を提出できる場合、1部ご提出ください。 ●看板・のぼりなど現物を提出できない場合、写真をご提出ください。なお、ホームページについては画面を印刷したもの（事業者名、サービス内容等が確認できること）をご提出ください。
振込口座通帳のコピー	<ul style="list-style-type: none"> ●金融機関名・支店名・預金の種類・口座番号・口座名義が記載されたページのコピーをご提出ください。
配布先リスト	<ul style="list-style-type: none"> ●チラシ・パンフレット・リーフレット等の配布物については、配布先リスト（別紙7）を作成しご提出ください。 ●支援対象経費として計上できるのは対象期間内（令和3年5月20日～令和3年12月28日）に発注・作成・配布まで完了したものとなります。同期間内に配布し切れずに残った分については、本支援金の対象外となりますのでご注意ください。
事業実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ●本支援金の事業実施期間は、令和3年5月20日～令和3年12月28日です。<u>この期間内に発注・作成・支払・配布・掲載等を行ったもののみが対象となりますのでご注意ください。</u>